

平成24年度 事業報告

社会福祉法人 あらぐさ福祉会

1 はじめに

平成24年度は念願であった「ケアホームいろどり」の完成と事業開始が大きな柱となった1年でした。建物が完成した6月16日には竣工式。23日には、建設に支援いただいた地域の皆様に来ていただく「カミングデー」を開催し、300名を越える方に足を運んでいただきました。7月2日から事業を開始し、地域に根ざしたケアホームをめざし一歩を踏み出しました。いろどりの事業の開始に伴い、サポートセンターのヘルパー派遣時間も増えて来ました。

また、10月からは「ケアホームいろどり」の併設事業として「ショートステイいろどり」も事業開始しました。ケアホーム内でのショートステイという環境の中で、ホームの入居者とショートステイ利用者が互いに、快適に過ごせるように受け入れをすすめています。

一方で、職員の雇用と育成が法人事業運営での大きな課題として見えた1年でもありました。

国の障害者施策の流れでは、「障害者虐待防止法」が10月に施行されました。事業所として障害のある人たちの権利保障をすすめていく為にも、繰り返し職員が学習を重ねていくことが必要となりました。又、政権が変わり「障害者差別禁止法」の制定見送りが言われ始め「障害者差別解消法」として位置づけられようとしています。障害のある人たちの人権が守られ、地域の中で安心して豊かに暮らしつづけることができるよう、当事者の声を届けていく活動も引き続き必要な1年でした。

2 理念及び基本方針

1. 理念

あらぐさは、「どんなに障害が重くても、乙訓でこの子を育てたい、暮らさせたい」と強く願う親たちが力を合わせて生み出しました。社会福祉法人あらぐさ福祉会は、その願いを引き継ぎ、発展させ、障害者が豊かに安心して暮らせる地域社会をめざします。

- どんなに障害が重くても一人ひとりの人格を尊重します。
- 一人ひとりの生き生きとした生活と社会参加活動を通して、人間としての豊かさや生きがいを支援します。
- 障害のある人が将来にわたって安心して暮らせる地域社会をめざします。

2. 基本方針

- 一人ひとりを大切に、障害の状況に合わせた活動、地域生活づくりをきめ細やかに支援します。
- 地域の住民、団体と連携し、交流を深めて協力共同の関係をつくります。
- 親亡き後も、誰もが安心して暮らせる「生活の場づくり」に取り組みます。
- 「利用者が主人公の施設」を基本に、民主的で地域に開かれた運営をすすめます。

3. 運営の基本

- ① 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供します。
- ② 利用者の実態に即した質の高いサービスの提供ができる人材の育成に努めます。
- ③ 利用者・家族の意向を尊重し、地域の課題に見合った事業運営を行います。

3 法人

1. 事業の経営

(1) 障害者自立支援法に基づく事業

生活介護事業	障害福祉センターあらぐさ	(デイセンターあらぐさ)
就労継続支援B型事業	障害福祉センターあらぐさ	(ワークセンターあらぐさ)
共同生活介護事業	ケアホームかざぐるま	
	ケアホームいろどり	(7月開所)
居宅介護等事業	サポートセンターあらぐさ	

短期入所事業 ショートステイいりどり（10月事業開始）

(2) 法人事務局会議の開催

理事長、統括事業長、センター長、参与で法人事務局を構成し、原則として隔週水曜日を事務局会議に設定し、延べ31回開催し、法人の業務を分担し円滑な運営に努めました。

(3) 理事会、評議員会の開催

法人運営のため、評議員会を5回、理事会を6回開催して、評議員会に17議案、理事会に18議案を提案し、同意、承認を得ました。

また、評議員会に7件、理事会に7件の報告案件を提案し、同意、承認を得ました。

〈平成24年度評議員会の開催状況〉

	開催年月日	定足数（員数）	出席	
第1回	平成24年5月20日（日）	8人（15人）	12人	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第1号議案	平成23年度事業報告及び決算報告について			
	(その1) 平成23年度事業報告		原案可決	有
	(その2) 平成23年度決算報告		原案可決	有
	(その3) 監査結果		原案可決	有

	開催年月日	定足数（員数）	出席	
第2回	平成24年7月15日（日）	8人（15人）	14人	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第2号議案	定款の変更について		原案可決	有
第3号議案	基本財産の担保提供について		原案可決	有
第4号議案	抵当権追加設定契約について		原案可決	有
第5号議案	短期入所事業運営規程の制定等について			
	(その1) 運営規程		原案可決	有
	(その2) 利用契約書		原案可決	有
	(その3) 重要事項説明書		原案可決	有
第6号議案	臨時職員就業規則の改定について		原案可決	有
第7号議案	平成24年度資金収支補正予算〈第1号〉について		原案可決	有

	開催年月日	定足数（員数）	出席	
第3回	平成24年9月9日（日）	8人（15人）	11人	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第8号議案	平成24年度資金収支補正予算〈第2号〉について		原案可決	有
第9号議案	「サポートセンターあらぐさ運営規程」の改定について		原案可決	有
第10号議案	理事・監事の選任について		原案可決	有
第11号議案	苦情解決第三者委員の選任について		原案可決	有

	開催年月日	定足数（員数）	出席	
第4回	平成25年1月27日（日）	8人（15人）	13人	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第12号議案	諸規程の改定について			
	(その1) 職員就業規則の改定		原案可決	有

	(その2)	給与規程の改定	原案可決	有
	(その3)	臨時職員就業規則の改定	原案可決	有
	(その4)	改定内容の実施	原案可決	有
第13号議案		平成24年度資金収支補正予算〈第3号〉について	原案可決	有

第5回	平成25年3月24日(日)	8人(15人)	14人	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第14号議案	給与規程の改定について		原案可決	有
第15号議案	平成24年度資金収支補正予算〈第4号〉について		原案可決	有
第16号議案	平成25年度事業計画案及び平成25年度資金収支予算案について			
	(その1)	平成25年度事業計画案	原案可決	有
	(その2)	平成25年度資金収支予算案	原案可決	有
第17号議案	管理監督者の任命について		原案可決	有

〈平成24年度理事会の開催状況〉

	開催年月日		定足数(員数)	出席(書面評決)
第1回	平成24年5月20日(日)		5人(7人)	6人(0)・監事2人
	付議事項		審議結果	議事録有無
第1号議案	平成23年度事業報告及び決算報告について			
	(その1)	平成23年度事業報告	原案可決	有
	(その2)	平成23年度決算報告	原案可決	有
	(その3)	監査結果	原案可決	有

第2回	平成24年7月15日(日)	5人(7人)	7人(0)・監事0	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第2号議案	定款の変更について		原案可決	有
第3号議案	基本財産の担保提供について		原案可決	有
第4号議案	抵当権追加設定契約について		原案可決	有
第5号議案	短期入所事業運営規程の制定等について			
	(その1)	運営規程	原案可決	有
	(その2)	利用契約書	原案可決	有
	(その3)	重要事項説明書	原案可決	有
第6号議案	臨時職員就業規則の改定について		原案可決	有
第7号議案	平成24年度資金収支補正予算〈第1号〉について		原案可決	有

第3回	平成24年9月9日(日)	5人(7人)	6人(0)・監事1人	
	付議事項		審議結果	議事録有無
第8号議案	平成24年度資金収支補正予算〈第2号〉について		原案可決	有
第9号議案	「サポートセンターあらぐさ運営規程」の改定について		原案可決	有
第10号議案	評議員の選任について		原案可決	有
第11号議案	苦情解決第三者委員の選任について		原案可決	有

第4回	平成24年9月9日(日)	5人(7人)	7人(0)・監事1人	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第12号議案	理事長の選任及び理事長の職務代理指名について		理事長選 任	有

第5回	平成25年1月27日(日)	5人(7人)	7人(2)・監事1人	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第13号議案	諸規程の改定について			
	(その1)	職員就業規則の改定	原案可決	有
	(その2)	給与規程の改定	原案可決	有
	(その3)	臨時職員就業規則の改定	原案可決	有
	(その4)	改定内容の実施	原案可決	有
第14号議案	平成24年度資金収支補正予算〈第3号〉について		原案可決	有

第6回	平成25年3月24日(日)	5人(7人)	7人(0)・監事2人	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第15号議案	給与規程の改定について		原案可決	有
第16号議案	平成24年度資金収支補正予算〈第4号〉について		原案可決	有
第17号議案	平成25年度事業計画案及び平成25年度資金収支予算案について			
	(その1)	平成25年度事業計画案	原案可決	有
	(その2)	平成25年度資金収支予算案	原案可決	有
第18号議案	管理監督者の任命について		原案可決	有

2. 本年度の重点

(1) 「ケアホームいろどり」の開所

平成24年7月2日から「ケアホームいろどり」での生活がスタートしました。4棟合わせて、26名の地域生活が始まりました。支援を受けながら、自立に向けた新たな生活をスタートさせました。初年度は利用者が一日もはやくホームでの生活に慣れる事を重点に運営をすすめました。

(2) 「ショートステイいろどり」の事業開始

短期入所事業「ショートステイいろどり」を10月1日から事業開始しました。ケアホームいろどりの併設事業で始めましたが、通常のホーム体制に職員を加配して障害の重い利用者の受け入れをしています。あらぐさがショートステイを始めた事で初めてショートステイを利用する方もありました。

(3) 安全な医療的ケア(たんの吸引等)の提供と職員の養成

平成24年4月1日より、障害福祉センターあらぐさとサポートセンターあらぐさが特定の者に対する喀痰吸引を行う事業所として京都府に登録し、研修修了した職員が口腔内の吸引を実施するようになりました。行為の実施者を増やし、ケアホームいろどりの事業所登録をすすめるために、職員を研修に派遣しました。

(4) 「中長期事業計画」の見直し

先に策定した「中長期事業計画」についてはケアホームいろどりが建設完了し、ショートステイ事業も開始されました。残されている相談支援事業についても25年度中の事業開始が理事会

で承認されました。27年度までの事業計画については、一定の目処がついたことで事業推進室としての任を終了し、今後は28年度からの事業計画を策定するための準備に入ります。

(5) 利用者への支援の向上

一人ひとりの生活年齢や障害の状態に応じて、それぞれの事業で個別支援計画を作成し継続した支援となるようにしました。また、事業間で連携した支援がされるように、ケース会議や引き継ぎ等を行いサービス提供しました。さらに、よりよい支援となるように職員研修を行いました。

(6) 危機管理及び人権尊重と法令遵守の徹底

① 安全委員会を中心に日々の「ヒヤリハット」を集約し、職員会議で見返し教訓化する作業を継続してきました。また、定期的な施設設備の点検や車輛点検で事故を未然に防ぐようにしました。

② 法人理念や基本方針に掲げる「一人ひとりの人格を尊重」すること「一人ひとりを大切」にすることを掲げ、利用者の人権尊重と法令遵守の精神を基本に取り組むため「職員行動規範」の徹底に努めました。

(7) 法人組織体制の整備と強化及び人材の育成

① 事業が拡大する中で、事業（所）毎の役割と運営の体制を確立するとともに、事業（所）間の連携を図りました。

② サービス管理責任者等、必要な人材の計画的養成に努め、新たにサービス管理責任者1名を養成しました。

③ 福祉の現場に必要な社会性やコミュニケーションの力、豊かな人権意識を高めるための学習や研修を行い、福祉に携わる職員としての資質の向上をめざしました。今年も介護福祉士の資格試験に4名が受験し合格しました。

(8) 法人財政の確立

① ケアホームいそりの事業開始に伴い、その財源確保が大きな課題でした。事業開始は7月からでしたが、4月から人材を確保するなど、重度の方たちの受け入れに努力しました。又、重度の利用者の実態に即して無理のない開所日数でスタートしました。そのため、初年度の人件費及び備品費の財源については、介護給付費の他に、法人としてのこれまでの積立の計画的な取り崩しや各経理区分からの繰入をするなど、法人独自の工夫により確保しました。

② 事業運営に対する行政の理解と援助を求める中、ケアホームいそりの福祉医療機構借入金の子供補助、介助に必要な天井リフトへの補助などを確保することが出来ました。しかし、3月にインフルエンザなどで大勢の利用者の欠席が続き、予想以上の減収となりました。これは、介護給付費が日割り計算されることの弊害だと考えています。

③ 1年間、利用者の作品展覧会などあらかじ福祉会の活動を常に発信してきました。24年度も後援会や地域の方々からのご寄付を受けることが出来ました。

(9) 法人経営の透明性の推進

法人をより多くの方々に知っていただくため、ホームページの活用や後援会と連携した広報活動に努めました。

(10) 地域との連携

① 障害のある人たちが、学び育った地域で、いつまでも豊かに暮らし続けられるよう、暮らしを支える他の支援事業所や学校も含めたケース検討会議の開催等、ネットワークの輪を広げました。

② 乙訓圏域障害者自立支援協議会と共催し、介護員養成研修（2級課程）を開催し、地域で暮らす障害者を支える担い手15名を養成することができました。

③ 他の団体と連携して、障害者自立支援法にかわる新しい法律づくりの運動や障害のある人たちの福祉の向上と権利保障の取り組みを行いました。

④ きょうされん担当は、京都支部の運営委員やブロック委員、重度重複部会長を担い全障研担当は支部の運営委員を担いました。

- ⑤ 「東日本大震災」では、きょうされんを通して、あらぐさに集められた募金を寄付しました。総額は2年間で140万円ほどになりました。また、被災地の施設支援として東北の授産製品を販売する東北物産展も開催しました。
- ⑥ その他、地域で取り組まれる、乙訓障害者夏祭りや、長岡京市人権を考える市民のひろば、長岡京市障害者スポーツフェスティバル、手づくりの成人式、長岡中央商店街空き店舗活用等他団体との協力によって「あらぐさ」の役割を担い、利用者の社会参加の場を広げることに努めました。

3. 課題

(1) 複数事業の安定運営

法人化から7年が経過し、法人内の事業も日中活動支援から地域生活支援、暮らしの場と広がってきました。障害のある人が地域で生活していくために必要な事業を安定して運営していくために運営組織や事務改善などに着手が必要となっています。

(2) 人材確保と育成

法人が必要な事業を計画的に進めていく中で、同じように人材育成も中、長期的に計画立てていく事が必要となっています。

(3) 次期、中長期事業計画の策定

27年度までに実施する計画だった中長期計画がほぼ実施出来る見込みとなりました。今後は乙訓地域の障害者施策の状況も見ながら、地域生活を望む声を実現していく計画の準備を始めていきます。

4 生活介護事業

[デイセンター1]

今年度は、利用者の「大型バスに乗ってでかけたい」という希望から、3年ぶりに神戸フルーツフラワーパークへ日帰りバス外出にでかけました。これまでの30人全体での外出から、10人1班のグループに変更したことで、より一人ひとりに合わせた内容にすることができ、利用者にも好評でした。(10月19日、26日、11月9日) 恒例となったフェルト作品を集めた「奇跡的羊」(9月19日～26日)では、地域へのビラまきやポスター依頼などを、利用者・職員が一緒になって準備しました。今年もワークショップを開催し、来場者の皆さんと交流ができました。

地域での行事では、京都府のとおきの芸術祭でAグループが制作した「巨大あおむしくん」が京都府知事賞を受賞し、表彰式にも参加しました。

3月に入りインフルエンザが流行しました。感染予防にむけての危機管理をさらに工夫していくことが必要です。

2月末で1名の利用者が退所されました。

[デイセンター2]

今年度は3年に1度の一泊旅行の年、3班に分かれて南紀白浜にでかけました。(9月6日7日、9月13日14日、9月20日21日)利用者自治会を中心に準備を進め、観光はもちろん温泉や遊園地・動物園など充実した盛りだくさんの旅行内容となりました。また、毎月の分配金を使ってボーリングやカラオケ、ランチなどの外出を行いました。楽しかった体験が次への作業の意欲や外出への期待につながっています。

大原野の温室を活用した原木椎茸生産は2年目となり、収穫も前年の倍以上となりました。さらに原木100本分の菌うちを行い、合計400本になる予定です。地域での活動としては、街をきれいにする「ゴミばい活動」、府道沿い花壇を手入れする「あらぐさ☆はなさか隊」を続けています。はなさか隊では関西電力さんからツツジ30本を寄贈していただき一緒に花壇に植えました。また、代表が関係者会議に出席し、活動報告を行い地域のボランティアグループさんと意見交換しました。

2月初旬にインフルエンザが流行しました。感染予防にむけての危機管理と対策が必要です。

1. 事業内容

利用者の心身の状況に応じ、介護及び日常生活上の支援、訓練、創作活動、生産的活動を行い、利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援を行いました。

(1) 利用定員

サービス提供単位1 30名（利用者 30名 3月1日から29名）

サービス提供単位2 20名（利用者 20名）

(2) 営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時30分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日

夏期休所 8月13日、14日、15日

年末年始休所日 12月29日、30日、31日、1月1日、2日、3日

(4) 日課

9:30 登所（徒歩・送迎車利用）

9:30～12:00 朝の会、午前の活動

12:00～13:30 給食、休憩、口腔ケア

13:30～15:30 午後の活動

15:30～16:00 帰宅準備

16:00 帰宅（徒歩・送迎車利用）

(5) 具体的な支援

① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し支援を行いました。

② 利用者やご家族との懇談を年2回（4月・12月）行い、希望や意向が聞き取れるようにしました。

③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産的活動（アクリルたわし、花苗づくり、染色、食品加工、ビーズ製品づくり、畑仕事、印刷発送の下請け作業、カタログ販売等）、創作活動（野菜の販売、フェルト加工、紙すき、木工、さをり織り等）、社会生活（おやつづくり、買い物、作品展の出展や販売活動等）、社会体験（神戸のフルーツフラワーパークのバス旅行、南紀白浜への一泊旅行等）に取り組みました。

④ 利用者の健康維持のために、内科健診（野々下先生＝年2回）、歯科健診（安藤先生＝年2回）、口腔ケア（歯科衛生士＝各グループ月1回）、地域療育等支援事業（PT・OT・ST・栄養士等専門職の助言や指導）を実施しました。

また、必要に応じて主治医訪問し、家庭と事業所で連携した支援ができるようにしました。

(6) 職員研修

① 一人ひとりの力量の向上と発揮を目的に、研修委員会が中心になり、職員の声を反映しながら運営をすすめました。法人として、新任職員研修や講師を招いての学習会を実施しました。

② 職員それぞれが年度当初に研修目標を設定し、各主任と目標を共有しながら、年度末での振り返りをして1年間の研修をまとめました。

③ 職員の専門性の向上のため、職場内外（府社協新任・中堅職員、自閉症協会、医療的ケアネット、支援学校、全障研、きょうされん、TEACCH研等）での研修をすすめました。

また、外部からの依頼で、職員を講師や指導者として派遣（支援学校・自閉症協会・京都府行動援護従事者研修会等）しました。

(7) 地域との連携

① 地域に発信する作品展に取り組みました。（5月：西山アトリエ展・10月：奇跡的羊・10月：もえぎ展・2月：創X）

- ② 積極的に見学者（団体、個人＝30人）や実習者（団体、個人＝61人）を受け入れました。
- ③ 地域の行事・催し（春の観光祭り、ガラシャ祭り等）に積極的に参加し地域との交流を深めました。
- ④ 障害者福祉の向上をめざし、他団体（乙障協、自立支援協議会、セルフ協、きょうされん、全障研等）との連携、運動に取り組みました。
- ⑤ 京都府の「さわやかボランティア・ロード事業」の活動で、「あらぐさ☆はなさか隊」（利用者と職員で構成）は井ノ内地域周辺の府道沿いにある花壇の手入れや清掃を行いました。関西電力（株）京都支社から、つつじの苗木を30本頂き、植樹を行いました。
- ⑥ 年2回（夏、冬）カタログの販売に取り組み、多くの方々に購入していただき、利用者の分配金に繋げました。

2. 職員体制

- ① 管理者 1名（常勤）
- ② サービス管理責任者 4名（常勤）
- ③ 医師 1名（非常勤）
- ④ 看護職員 2名（非常勤）
- ⑤ 生活支援員 31名（常勤25名 非常勤6名）
- ⑥ 生活介護員 4名（非常勤）
- ⑦ 事務職員 3名（常勤・兼務1名 非常勤2名）

3. 課題

- ① 利用者の希望や家族の意向を反映した「個別支援計画」に基づいた支援を実施し、より充実していきます。
- ② 自閉症や重度の知的障害の学習を深め、利用者の将来を見通したより豊かな支援となるように、職員集団の力量を高め日課や活動の系統的な実践を組み立てます。
- ③ 利用者が安全で安心して通所できるよう、感染予防など日常的な危機管理を引き続き強めます。

5 就労継続支援B型事業

[ワークセンター]

今年度クッキー工房は、受注販売が売り上げの6割を占めました。できる限り、お客様のニーズに応えた商品を提供する姿勢が、売り上げにつながってきたのではないかと考えています。

また、さをり織りでは新たに開催したショール展をきっかけに、これまでとは違う繋がりが生まれ売り上げも伸びました。新しいことにチャレンジする中で、次への展望を見つけだしていくことの大切さを強く感じた1年でした。工賃は過去最高の支給実績となりました。（24年度実績 平均月額37,719円）。

今年は自治会活動にも力を入れ、クラブ活動も行いました。恒例の一泊二日旅行は自治会で希望をとり、淡路島にでかけました。

1. 事業内容

利用者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な技術等が獲得できるよう支援を行いました。

- (1) 利用定員
10名（利用者 10名）
- (2) 営業時間
営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供時間 午前9時20分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日。

夏期休所 8月13日、14日、15日

年末年始休所日 12月29日、30日、31日、1月1日、2日、3日

(4) 日課

9:20 登所(送迎車、自転車、徒歩)

9:20~12:00 朝の会、午前の活動

12:00~13:00 給食、休憩、口腔ケア

13:00~15:30 午後の活動

15:30~16:00 作業片付け、帰宅準備

16:00 帰宅(送迎車、自転車、徒歩)

(5) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回(4月、12月)行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産活動での支援方法を考え、生産収入937万円(菓子製造578万円 さをり織り336万円、その他作業 24万円)を得ました。
- ④ 工賃規程は、利用者各自の時給を17段階にわけて設定し、働いた時間数とそれぞれの状態に応じて工賃を支給しました。今年度は2名の利用者工賃を見直し増額しました。
毎月の利用者工賃は毎月25日㊦、月末払いで年12回支給。年度末に1回の期末手当と合わせて13回の支給をしました。一人当たり年間の平均時給額は416円で、月額では、平均37,719円でした。
- ⑤ 公共交通機関の利用で、ほっとはあとセンターに納品に行くことや社会見学(ボーリング、カラオケ)や旅行(淡路島一泊旅行 6月6日7日)等を通じて、社会でのルールやお金の使い方を学び経験することを支援しました。
- ⑥ 利用者の健康維持のために、内科健診(野々下先生=年2回)、歯科健診(安藤先生=年2回)、口腔ケア(歯科衛生士=月1回)に取り組みました。

(6) 職員研修

- ① 新任職員2名の定着をめざし、事業所内での引き継ぎを丁寧に行いました。
- ② 一人ひとりの力量の向上と発揮を目的に、研修委員会が中心になり、職員の声を反映しながら運営をすすめました。法人として、新任職員研修や講師を招いての学習会を実施しました。
- ③ 職員それぞれが年度当初に研修目標を設定し、各主任と目標を共有しながら、年度末での振り返りをして1年間の研修をまとめました。
- ④ 職員の専門性の向上のため、職場内外での研修をすすめ学習の支援を行いました。

(7) 地域との連携

- ① 地域に発信する作品展に取り組みました。(4月、9月、10月、2月で4ヶ所の貸ギャラリーでの作品展や2月の長岡京市立産業文化会館での、創X)
- ② 積極的に見学者(団体、個人=30人)や実習者(団体、個人=61人)を受け入れ、地域に開かれた施設になるよう努めました。
- ③ 地域の行事・催し(春の観光祭り、ガラシャ祭り等)に積極的に参加し地域との交流を深めました。
- ④ 障害者福祉の向上をめざし、他団体(乙障協、自立支援協議会、セルフ協、きょうされん、全障研等)との連携、運動に取り組みました。
- ⑤ 京都府の「さわやかボランティア・ロード事業」の活動で、「あらぐさ☆はなさか隊」(利用者と職員で構成)は、井ノ内地域周辺の府道沿いにある花壇の手入れや清掃を行いました。関西電力(株)京都支社から、つつじの苗木を30本頂き植樹を行いました。

2. 職員体制

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 管理者 | 1名（常勤） |
| ② サービス管理責任者 | 1名（常勤） |
| ③ 職業指導員 | 4名（非常勤4名） |
| ④ 生活支援員 | 2名（常勤） |
| ⑤ 事務職員 | 3名（常勤・兼務1名、非常勤2名） |
| ⑥ 看護職員 | 2名（非常勤） |

3. 課題

- ① 「就労継続支援B型事業」をより充実させるため、利用者の希望や家族の意向にそって作成する「個別支援計画」に基づいた支援をすすめることや個別支援計画の内容が適切に実施されているかを判断できる記録の仕方や様式について検討します。
- ② 製品の販路の拡大とともに、利用者の就労に向けた支援のあり方を検討します。
- ③ 利用者の安全に心がけ、危機管理を強めるとともに、製品の安全対策、商品管理等に努めます。

6 共同生活介護事業

〔ケアホームかざぐるま〕

今年度は、ホームの環境整備に重点を置きました。室内のふすまや障子の修繕、屋根と壁の補修をし、雨漏りの状況を改善しました。利用者は週末自宅に帰省し、家族との時間も持ちながらホームでの暮らしを軸に地域生活を過ごしました。

また、はじめての避難訓練をしました。

1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

(1) 利用定員

4名

(2) 開所日

日曜日～土曜日

ただし、5月4日・5日、8月12日・13日・14日、12月30日・31日・1月1日・2日は休所日

(3) 日課

7:00	起床	洗面	朝食
8:45	通所		
16:15	帰宅		
18:00	夕食		
19:00	入浴		
22:30	就寝		

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回（5月と10月）に行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 家庭や通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。
- ④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。
- ⑤ 一人ひとりの力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめました。また、バ

ックアップ施設との連携・協力をすすめました。

2. 職員体制

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 管理者 | 1名(常勤・兼務) |
| ② サービス管理責任者 | 1名(常勤・兼務) |
| ③ 世話人 | 2名(常勤) |
| ④ 生活支援員 | 3名(非常勤) |

[ケアホームいろいろ]

利用者がこれまで築いてこられた地域での暮らしやご家族と過ごす時間も大切にしながら、運営を行いました。利用者個々の体調や生活のペースに合わせて、新しいホームでの暮らしに慣れていただくことを基本にして、宿泊日数は利用者・家族と相談のうえ決め、本年度は、月曜から金曜日の開所としました。そのため、介護給付が予定よりも減収となり、運営は厳しい1年目となりました。ホームの生活支援員だけでなく、ヘルパーの利用や重度の利用者の受け入れの為、非常勤の看護師の配置をし、生活への支援がより充実するようにしました。

また、1名の入居予定者については、入居居室をご了解いただけなかったため、入居にいたりませんでした。

1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

(1) 利用定員

27名 (現員26名)

(2) 開所日

月曜日～金曜日

ただし、8月13日・14日・15日、12月29日、30日、31日・1月1日、2日・3日・4日 祝日と祝前日は休所日

(3) 日課

7:00 起床 洗面 朝食

9:00～ 通所

16:15 帰宅

18:00 夕食

19:00 入浴

21:00～ 就寝

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を毎月行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 家庭や通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。
- ④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。
- ⑤ 一人ひとりの力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめました。また、バックアップ施設との連携・協力をすすめました

2. 職員体制

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 管理者 | 1名(常勤・兼務) |
| ② サービス管理責任者 | 1名(常勤・兼務) |

- ③ 世話人 5.4名（常勤換算による・常勤）
- ④ 生活支援員 5.3名(常勤換算による・非常勤)
- ⑤ 看護師 3名（非常勤）
- ⑥ 事務員 1名（非常勤）

共同生活介護事業の課題

- ① 障害のある人の地域での暮らしを支える職員の確保と育成に努めます。
- ② 12年目を迎えるかざぐるまの利用者、2年目を迎えるいどりの利用者、それぞれの状況に合わせた個別支援計画を作成し、地域生活のより充実をめざします。
- ③ かざぐるまは事業が継続して運営できるように、施設設備の修繕を計画的にすすめていきます。

7 居宅介護等事業

[サポートセンターあらぐさ]

今年度はケアホームいどりの開所がありヘルパー派遣時間数が大幅に増加しました。それに伴い登録ヘルパーが増員され、現任ヘルパーの研修をすすめるために月1回のヘルパー会議を継続してきました。

1. 事業内容

利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスを提供できるようにしました。

(1) 営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日～日曜日 ただし、12月29日より翌年1月3日は休業日
- 受付営業時間 午前8時30分～午後5時30分（月曜日～金曜日）
- サービス提供時間 午前7時～午後10時

(2) 居宅介護等の内容について

- ① 居宅介護（身体介護・家事援助・通院介助）
- ② 行動援護
- ③ 重度訪問介護
- ④ 移動支援

(3) 具体的な支援

- ① 利用者が自宅・ケアホームにおいて日常生活や社会生活が営むことができるよう、入浴、排泄または食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における移動の介護を行いました。

〈平成24年度サポートセンターあらぐさ実績〉

	身体介護		行動援護		重度訪問介護		移動支援	
4月	397.5時間	29人	142時間	18人	契約者無し		166時間	22人
5月	381.5時間	34人	144時間	18人	7時間	1人	148時間	22人
6月	403時間	34人	132.5時間	17人	8時間	1人	174.75時間	22人
7月	809時間	35人	110時間	17人	557.5時間	10人	147.75時間	20人
8月	727.5時間	35人	95時間	15人	616.5時間	10人	154.75時間	19人
9月	674.5時間	38人	140.5時間	17人	697.5時間	10人	146.25時間	21人
10月	808時間	41人	122.5時間	15人	866時間	10人	160時間	21人
11月	909.5時間	36人	101.5時間	15人	799時間	10人	113.25時間	19人
12月	854時間	43人	115.5時間	15人	744時間	10人	116.25時間	17人
1月	846.5時間	34人	100.5時間	15人	737.5時間	10人	108.75時間	17人

2月	836時間	37人	88時間	14人	777.5時間	10人	95.5時間	14人
3月	847時間	40人	85時間	13人	745時間	10人	109時間	16人
合計	8494時間	436人	1377時間	189人	6555.5時間	92人	1640.25時間	230人

- ② 個々の居宅介護計画を作成し、生活の安定や向上への支援を行いました。
- ③ 利用者の生活向上のため、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携に努めました。
- ④ 利用希望に応えられるようヘルパーを増員しました。

(4) 職員研修

- ① 利用者の生活充実とサービスの質の向上のため、ヘルパー会議での情報交換や同行訪問等、人材の育成を行いました。
- ② 職場内外の研修をすすめ、障害福祉センターとの連携・協力により、職員の専門性の向上に努めました。また、ケース会議やヘルパー会議を通して、他事業所との連携により、利用者の情報の共有やサービスの質の向上のための会議を行いました。

2. 職員体制

- ① 管理者 1名（常勤）
- ② サービス提供責任者 3名（常勤）
- ③ 登録ヘルパー 26名

3. 課題

- ① 利用希望に応えられるようヘルパーの確保をさらにすすめます。
- ② ヘルパーの専門性を高めることや行動援護に対応できるヘルパーの育成に努めます。
- ③ 居宅介護計画づくりや見直しを行う等、サービス提供責任者の力量を高めるように努めます。
- ④ 事務職員の確保で、事務処理の効率化に努めます。

8 短期入所事業

[ショートステイいろいろ]

ケアホームいろいろの開設に伴い、ケアホーム併設型の短期入所事業所として運営をしています。初年度は法人内の利用者から事業を始めました。重度の利用者を受け入れる為に、居室の工夫や体制を加配して運営しました。

1. 事業内容

障害者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、居宅での生活が一時的に困難になった際に対し、短期的な日常生活上の支援等を行いました。

(1) 利用定員

6名（わかくさ男性1名女性1名、たちばな1名、もえぎ男性1名女1名 ききょう男女1名）

(2) 営業日

月曜日～木曜日

ただし、12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日・4日

祝日と祝前日は不可

(3) 24年度利用実績

	利用日数	利用者数
10月	4日	1人

11月	3日	1人
12月	5日	2人
1月	20日	8人
2月	18日	7人
3月	27日	12人

(4) 具体的な支援と運営

- ① 家庭や通所する施設・事業所と連携をとりながらショートステイの利用をすすめました。
- ② 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。

2. 課題

- ① 専任のコーディネーターの配置を検討します。
- ② 送迎車両の整備をして、地域利用者に対応できるようにします。
- ③ 法人外の利用希望者をうけていくために、面接、聞き取りなど書類整備や手続き方法を整備します。

9 在宅重度心身障害者緊急一時保護支援事業

あらぐさ利用者の家族が、病気等により利用者の介護が困難な場合に利用者を一時的に保護する等、家族の負担を軽減するため、長岡京市在住者には、「長岡京市在宅重度心身障害者緊急一時保護支援事業」の委託事業として、また、向日市、大山崎町在住者には、法人事業として「利用者の緊急一時保護・時間延長要項」に基づき、緊急時対応を実施しました。

今年度の利用は延べ12人で、27時間の対応を行いました。

10 障がい者虐待防止一時保護事業

10月から障害者虐待防止法が施行されたのに伴い、2市1町と事業契約をしました。地域で一時保護が必要な虐待ケースが発生した場合に市、町からの要請に伴い事業を行います。